

岩手県告示第 492 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したいので、その旨告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 大槌町尺沢鳥獣保護区
- 2 区域 上閉伊郡大槌町地内の主要地方道大槌川井線と民有林 98 林班と民有林 99 林班の境界との交点を起点とし、同点から主要地方道大槌川井線を西に進み、民有林 98 林班と民有林 97 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林三陸中部森林管理署 201 林班と国有林三陸中部森林管理署 202 及び 203 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み上閉伊郡大槌町と下閉伊郡山田町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林三陸中部森林管理署 201 林班と国有林三陸中部森林管理署 200 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林 98 林班と民有林 99 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当地域は、大槌町東部の山田町との市町村境に位置する石坂森の南西斜面のコナラ、アカマツ、スギ等から構成される山林地帯であり、緑豊かな自然環境となっている。この地域には、樹林帯に生息するヤマドリ、カケス等の鳥類、ニホンツキノワグマ等の大型哺乳類など森林性の野生鳥獣が多種生息しており、同区域に生息する鳥獣の一層の保護を図るため、新たに鳥獣保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣の繁殖時期における人の不用意な立入り等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視等を実施する。
 - ウ 農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成 19 年 6 月 12 日から同月 25 日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び釜石地方振興局保健福祉環境部